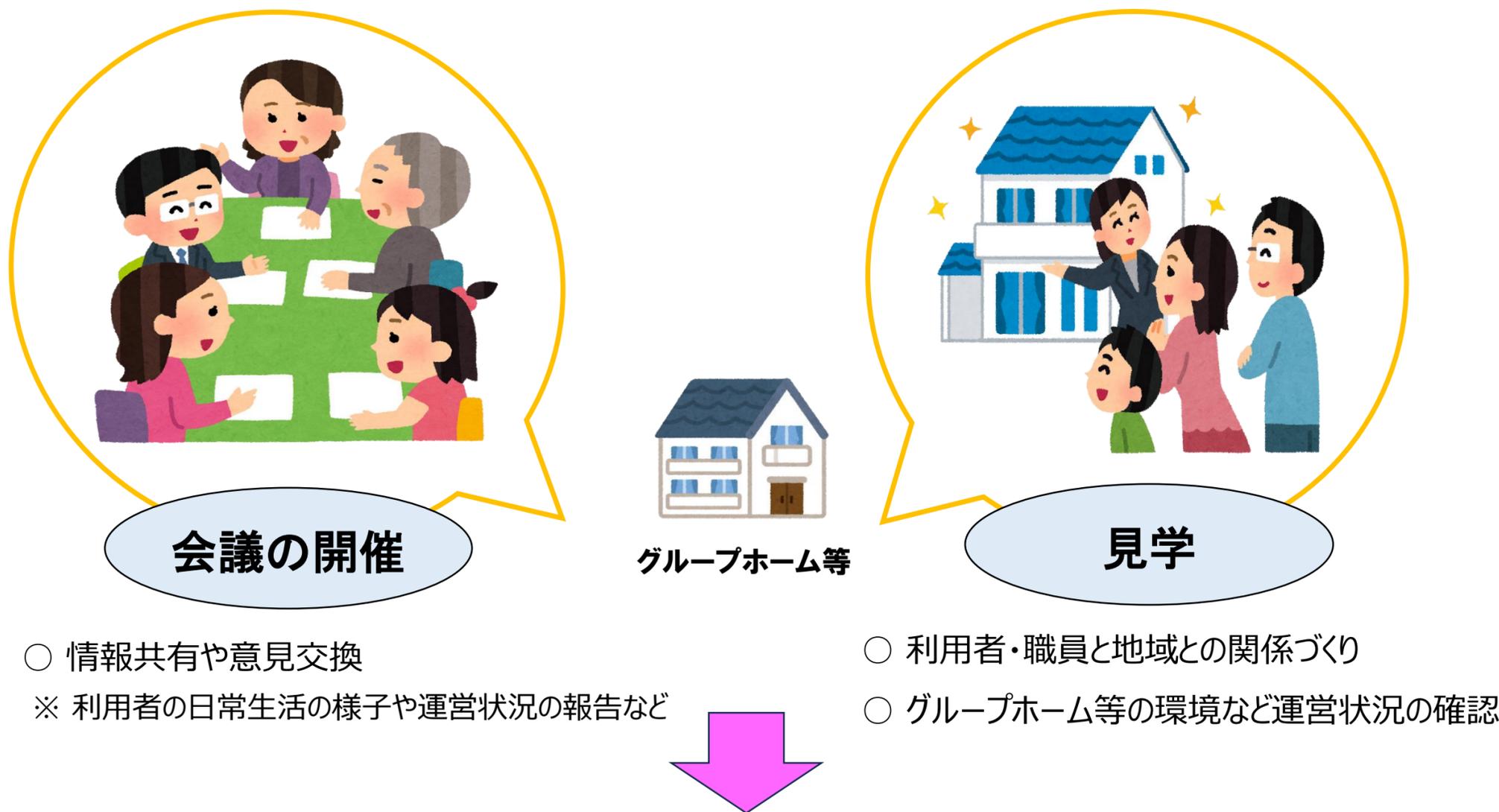


地域連携推進会議へのご参画のお願い

共同生活援助（グループホーム）及び障がい者支援施設（以下「グループホーム等」といいます。）において、地域連携推進会議を開催することと、グループホーム等を見学する機会を設けること（それぞれ1年に1回以上）が義務づけられました。（令和7年4月1日より義務化）

「地域連携推進会議」とは、グループホーム等の利用者、利用者家族、地域の関係者の方（※）、福祉や経営の知識がある方、市町村担当者等などが集まり、グループホーム等と地域が連携することにより、利用者との関係づくりや、地域の方へのグループホーム等や利用者に関する理解の促進、施設等やサービスの透明性・質の確保等を目的とした会議のことです。

※ 地域の関係者の方…自治会・町内会などの地域団体の方、民生委員、商店街の方、学校関係者、地域で活動しているNPO法人、地域の障がい当事者など



会議の開催

グループホーム等

見学

○ 情報共有や意見交換

※ 利用者の日常生活の様子や運営状況の報告など

○ 利用者・職員と地域との関係づくり

○ グループホーム等の環境など運営状況の確認

グループホーム等で会議の開催や施設の見学が行われることで…

- 利用者は、より質の高い支援が受けられます
- 地域との連携が深まり施設等は地域で運営がしやすくなります

みなさまへのお願い

地域連携推進会議の目的をご理解いただき、グループホーム等から会議への参画のお願いがありましたら、ご協力をお願いします。

よろしく申し上げます



○ 障がい者グループホームのことを知ってください
<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000461579.html>

○ 地域連携推進会議について
<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000650655.html>



担当

大阪市福祉局障がい者施策部
障がい支援課（電話番号06-6208-8245）
運営指導課（電話番号06-6241-6527）